

平成二十八年

第四回定例会一般質問

区政報告会

千代田区議会議員

桜井ただし

平成28年第4回定例会 一般質問

○ 桜井ただし議員 平成28年第4回定例会において、自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

質問に入る前に、10月27日、薨去されました、三笠宮崇仁親王殿下に対し、心から哀悼の意を表したいと思います。三笠宮様は天皇陛下の叔父様として、大正、昭和、平成の激動の世の中を生き抜かれる中で、自らの信念を貫かれた方でした。心からご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、11月22日午前5時59分、福島県沖を震源地とする震度5弱の地震が発生いたしました。東日本大震災以後最大となる1メートル40センチの津波が押し寄せ、一時は海水が沖合に引いていく映像や川の水が逆走していく河川遡上の映像が映し出されると、5年前の悲劇が頭をよぎりました。震災は忘れたころにやってくるといいます。今回も、現地では川を見に行く人がいたり、ゆっくりと歩いている人、川の脇では車の渋滞が起きていたりと、東日本大地震から積み上げてきた教訓が生かされているか、私たちも災害対策をいま一度確認することが大切だと思います。区民のとうとい命と貴重な財産をしっかりと守つていくという強い決意を申し述べ、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、街の美化活動について伺います。

まちを美しくする活動は、そこに住み、働く人たちにとつても、また、その地域を訪れる人たちにとつても、誰もが願う大切なこととして行わせてきました。また、ごみのないきれいなまちには犯罪

が少なく、ごみが散乱する汚れたまちには犯罪が多いと言われております。

さて、千代田区においては、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例、いわゆる生活環境条例に基づき、第9条で「何

人も、公共の場所においてみだりに吸い殻、空き缶等その他の廃棄物を捨て、落書きをし、又は置き看板、のぼり旗、貼り札等若しくは商品その他の物品」、これは「置き看板等」ですね、「を放置してはならない」と定めており、公共の場所で区の許可なく路上に物を放置することは、道路法や屋外広告物法でも禁止されております。

しかし、繁華街に限らず、駅やオフィス街、ホテル周辺においても、違法な広告物や落書きなどは後を絶ちません。違法広告物には、駐車場や不動産物件の紹介が主でありますけども、ほかにもホテル周辺のピンクチラシや捨て看板など、その形態は多岐にわたっています。また、落書きにおいては、空き室のシャッターを初め、電話ボックス、郵便ポスト、東電のトランスなど、スプレー缶を使って、落書きや張り紙などをを行っています。

お願いします。（スクリーンを写真画面に切り替え）

いたずら書きの、シャッターに書いたところですね。こんなようなものが非常に多いということです。

閉じてください。（スクリーンを元に戻す）

不動産の違法なチラシや看板については、区内の同業者で構成する全日本不動産協会の千代田支部によつて定期的な見回りや、違法業者への指導をされていると伺いました。

映像をお願いします。（スクリーンを写真画面に切り替え）

はい。まあ、このような、これはカラーコーンのところに取りつけたものですよね。また、これは電柱のところに取りつけたような

もの。こういったものを——はい。では、閉じていただけますか。

(スクリーンを元に戻す) 協会が写真を撮り、業者に指導しているということだそうでございます。しかし、同協会によると、記載されている連絡先には広告代理店が多く、なかなか指導にはつながらないと。つながることが少ないとありました。

また、このような違法状態にある中で、区や業界団体から指導を受けたときは撤去するものの、区や業界団体がいなくなると再び設置するという、いわゆるイタチごっこ状態になるため、取り締まりが難しいことをよく聞きます。

さて、2020年のオリンピック・パラリンピックを見据え、区内の間には、自分にできるおもてなしは何かといった話題が飛び交うようになってきました。子どもからお年寄りまで、誰もが手軽に活動ができる、東京オリンピック・パラリンピックに参加することができる。このときの話では、みんなで掃除をしよう、清掃しよう、まちをきれいにしよう、気がついたところから始めようじやないかということになりました。私たちが住み、働くこの地をいつもきれいにすることは、単にまちがきれいになることだけではなく、まちの安全安心につながる大切なことだからです。

また、区民や企業に働く方々で構成する区内10地区の環境美化・浄化推進団体は、生活環境条例に基づき、月に2回程度、定期的にパトロールを実施し、路上障害物などに対する指導・警告・清掃活動、条例の啓発活動を行っており、成果を上げています。しながら、まちの環境美化のために違法な路上障害物を徹底して除去することは喫緊の課題であり、このような生活環境条例の取り組みにとどまるところなく、法に基づき、厳しい権限で取り組んでいく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、まず、組織について伺います。

千代田区では、違法業者に対して生活環境条例によって注意、指導はできますが、違法広告物の撤去はできません。窓口も地域振興部安全生活課が担当しますが、撤去を行うのは道路監察の権限の行使となり、環境まちづくり部総務課占用係が行うこととなっています。千代田区も以前は注意、指導から撤去までができる組織となっていましたが、組織改正が繰り返される中で、残念ながら現在のような組織になってしまったようです。この結果として、区民にとってはとてもわかりづらい組織となり、機能しにくい組織になってしまいます。千代田区には、ただでさえ、国道、都道、区道と、道路管理者が異なり、区民にとっては、どこへ連絡したらよいのか、迷うところがあります。違法広告物について撤去も前提として、相談窓口を一本化すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

区民にとってわかりやすく、迅速に対応してもらうために、組織の見直しも含め、検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、都は、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例で、路上障害物を禁じており、屋外広告物の撤去に関する事務は、事務処理特例条例によって区が行っていると思いますが、今後、道路監察の権限に基づき、協力に取り組む姿勢、お考えがあるのでしょうか。まずはお伺いしたいと思います。

さて、新宿区では、路上障害物による通行の障害の防止に関する条例を新たに制定し、本年12月1日より施行、運用します。これは路上看板に特化した23区初めてとなるもので、所有者に撤去するよう指導、勧告を行い、これに同意した者が路上障害物を除去しない場合は、通行障害の防止を目的に、それを除去し、一時保

管する取り組みとなっています。これまで区は、設置者に対して、道路法や屋外広告物法に基づき、路上障害物の除去を指導してきましたが、区による撤去の強制力がなかつたため、路上看板が再び設置されるケースが多かつたといいます。このように、本区においても新宿区と同様に厳しく取り組むお考えがあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

最後に、違法広告物を区民が撤去できる仕組みづくりについてお尋ねします。

私は平成15年第4回定例会の一般質問で、区民と行政の連携による美化活動の推進について質問をいたしました。このときは紀尾井町地区のホテルや都道府県の宿泊施設の宿泊者を狙つて、ピンクチラシが毎日電柱や電話ボックスの中に張られ、多くの方から苦情が寄せられていました。当時、区では、日時を決めて区の職員立ち会いのもとに、違法な広告物除去の活動をしていました。しかし、ピンクチラシは後を絶たず、何とか行政が立ち会わなくとも区民が合法的に撤去できる仕組みづくりをつくつてほしいと質問いたしました。

その後、平成16年3月に、要綱によって、違法広告物撤去活動員の設置内容が示されました。残念ながらその後の成果については余りアピールされなかつたように思います。現在の違法広告物撤去活動員としての登録数や活動実態がどのようにあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

さて、昨今、違法広告物の除去については、どこの自治体も頭を悩まし、オリンピック・パラリンピックを見据え、より効果的で、住民参加ができる仕組みづくりを考えています。

八王子市では、屋外広告物条例の制定に合わせて、違反屋外広告

物除却協力員制度を設け、簡易物の除却ができるよう、ボランティアの方々には身分証明書を発行しています。

また、神戸市では、平成5年度より、全国に先駆けて、自治会やまちづくり協議会などの団体と協定を結び、路上の違法広告物を除去する制度——神戸市はり紙、はり札、立て看板除去要綱ですが、を設けています。お話を伺つたところ、初めはピンクチラシの除去からだつたそうですが、その後、より多くの地域住民に参加してもらうために手続を簡素化したり、撤去活動の強化が図られたそうです。ボランティアの名称も「はがし隊」という名称で募集し、成果を上げています。

映像をお願いします。（スクリーンを写真画面に切り替え）

これがはがし隊ですね。この、ちょっと小さくて見えないです。2段目のところに何が書いてあるかというと、「除去した物件の処分等について」というのがあります。これは、「除去した違法物件は、ごみの分別ルールに従つて処分してください」ということで、その取つた人たちに、処分しても構わないよということを言つています。で、トラブル防止のために、その立て看板だとかのぼりだとかというものについては市が処分をしますということをうたつています。（スクリーンを元に戻す）

そのほかにも、川崎市、伊勢崎市など、全国に増えつあります。23区においても、足立区、品川区、目黒区などで、協力員の募集を行つていますが、どこも監察担当が窓口に行つています。先ほど組織のところで述べましたが、本区においても見直すよい機会だと思いますが、いかがでしょうか。

目黒区では、違法広告物のうち、対象は簡易な張り紙の除去に限っています。品川区では、協力員に身分証明書を発行、活動時に

は腕章も携帯します。またトラブル時の対応や保険の加入まで細かく規定をしています。

足立区においては、張り紙、広告旗、立て看板まで幅広く対象を定めており、どの区も活動するときの人数を決めていますが、その人数は自治体によって、まちまちです。

さて、千代田区においては、早い段階から活動員についての要綱制定をしていましたが、より多くの参加をお願いするためには、いま一つ工夫をする必要があります。

そこで伺います。

まず、活動員の対象を、環境美化団体や町会、業界団体にも広げ、運用しやすくすること、そして、チラシなどの違法簡易広告物については、事前に活動員としての登録を済ませた個人や団体によつて除去できるものとし、捨て看板や半固定式の路上看板などについては、新宿区のように区が監察権行使してしっかりと除去することが必要であると思いますが、いかがでしようか。このように、区内にとつてわかりやすく、運用しやすい制度に変えていくことは大切なことだと思います。東京オリンピック・パラリンピックを見据え、区民とともに、区民が主体的に取り組む美化活動を行政はしっかりとサポートする必要があると思います。区として何ができるのか、お示しください。

区長及び関係理事者の明快な答弁を求め、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○区長（石川雅己君） 桜井議員のまちの美化活動に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、生活環境条例の前文にもうたつてありますように、区民が主体的に美化活動に参加をするということが生活環

境条例の大きな狙いだと思います。そうした思いで、お話をありましたように、現在、区内10地区の環境美化・浄化推進団体で合同パトロール等を行つていただきながら、路上の喫煙への注意や、路上放置物に対する指導・警告、清掃活動、生活環境条例の啓発活動などを行つてきたわけでございます。改めまして、この当初考えたものをもう一遍、再度しっかりと立て直しなきゃいけないと存じます。ご指摘のように、まちの皆さんがある程度こうしたことにして主体的、自主的にできるという仕組みも実は導入してあつたわけですけど、必ずしも効果がないということをご指摘いただいておりますので、改めましてこの条例をつくった基本に立ち返つて、さまざまに、2020年のオリ・パラを考えますと、もう一度原点に立ち返つて対応してまいりたいと思つておりますので、少し時間をいただきたいと思います。

なお、その他の事項については、関係理事者をもつてご答弁をいたさせます。

○地域振興部長（立川資久君） 桜井議員のご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、路上障害物除去に関する対応についてであります。本区においては、区の占用許可を受けていない置き看板等の路上障害物につきましては、生活環境条例に基づき、是正指導、改善命令等を適宜発することで、自主的な撤去を廣告主に求めてきたところでござります。

路上障害物の撤去は、議員ご指摘のとおり、道路法に基づく道路管理者による道路監察権や、屋外広告物法に基づく都の屋外広告物条例による対応が必要になります。この一連の流れがわかりにくい、迅速に対応していないのではないかとの議員のご指摘を踏まえ、改

めて職員の兼務命令や指導員の集中により手順を再構築し、指導から撤去まで一貫した取り組みを実施してまいります。

次に、新宿区の条例についてであります。この条例も、撤去する路上等障害物の種類を明らかにし、地域の特性を踏まえたものであるとはいえ、議員ご指摘のように路上等障害物による通行の障害の防止に特化しているところに特徴がございます。一方、数次にわたる勧告の際に、路上等障害物が除去されていない場合には、区が除去することについて同意を求めることとしており、一部報道に強制撤去と見受けられる記事もありましたが、同意なく撤去することはできない内容となつております。千代田区におきましても、新宿区の例を参考にしながら、従来からの指導改善を行うことで、自主的な撤去を求めていくことにあわせ、撤去も前提とした取り組みを検討してまいります。

次に、違法広告物撤去活動員についてであります。議員ご指摘のように、平成16年3月に創設した制度であり、17年度までの2年間で、9つの環境美化・浄化推進団体から107名のご登録をいたしましたが、現在は10の環境美化・浄化推進団体そのものが活動を順調に進展し、450もの加盟団体からご参加いただき、参加人数も増え続けていることもあり、現在は活動員の制度は休止しております。

除却が容易な張り紙、張り札も、本来、屋外広告物条例の対象となつておりますが、許可の有無を確認できないものを区民の皆様がその場で撤去することは困難であります。事前に違法広告物であることが確認できていれば、区が委任した区民の皆様が直接撤去を行うことが可能でありますが、撤去の際、広告事業主との間でトラブルが発生する危険もあり、やはり区の職員の立ち会いが必要と考えます。

現在、活動員活動にかわるものとしまして、生活環境条例に基づき構成された、環境美化・浄化推進団体の皆様の一部から、職員がないときでも条例に基づいた指導を行つてることを示す証明書が欲しいというご要望をいたしております。まずは、これを区民の皆様による違法広告物に対するご指導にご活用いただければと存じます。

○25番（桜井ただし議員） 25番桜井ただし、自席から再質問させていただきます。

もう時間がありませんので。大変前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございました。一つだけ。

今、部長からお話がありましたけども、除去した広告物を、先ほど紹介しましたけど、神戸の場合は、そのまま、除去した人たちがその場で廃棄しても構わないといったような事例もあります。また、その除去できる、いろいろと、こう、細かなところまで決めなくちゃいけないことがあると思いますけども、（ベルの音あり）ぜひ、検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○地域振興部長（立川資久君） 桜井議員の再質問にお答えいたします。

チラシやビラのような簡易撤去の対象となつてているものにつきましては、そういった対応は可能でございますので、手順・手続を定めまして、区民の皆様と行政が一体となつて、そのような取り組みを進めてまいりたいと思います。